

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所3号機及び4号機並びに大飯発電所3号機及び4号機 設計及び工事の計画（高感度型主蒸気管モニタ他改造工事））【4】」

2. 日 時 : 令和5年6月7日（水） 16時35分～17時55分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官※、
上原安全審査専門職

関西電力株式会社 :

高浜発電所 計装保修課 課長 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

・高浜発電所3、4号機 大飯発電所3、4号機 設計及び工事計画認可申請書
補足説明資料（令和5年3月23日の提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の上原です。ただいまから高浜発電所 34 号機、大飯発電所 34 号機、高感度使用主要機関モニター、
0:00:13	オカ改造工事に係る設計及び工事計画認可申請の申請に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:22	はい。
0:00:23	説明資料につきましてはですね審査会合で 5. アノの際に使用しました概要説明資料とですね、
0:00:32	審査会合後に提出いただいた補足説明資料、
0:00:39	とあと、各プラントの申請書になります。
0:00:42	はい。
0:00:43	まずアノき規制庁側からちょっと確認したい点がございましてので何点か確認させていただきます。
0:00:52	はい。
0:00:53	まず 1 点目なんですけれども補足説明資料の 29 ページ目をご覧くださいなんですけれども
0:01:02	はい、今確認していただけますかね。はいこれ条文整理。
0:01:07	に関する、
0:01:09	うん。
0:01:12	ところなんですけれどもここで、29 ページ目にですね、
0:01:17	第 28 条技術基準、基準規則の第 28 条の原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等について
0:01:27	適用を受ける設備はないという、
0:01:29	理由になっているんですけれどもその理由について、はいご説明をお願いします。
0:01:42	関西電力の相田です。28 条の適用除外としている理由について説明させていただきますして、趣旨としましては、両規則別表第 1 にで、広辞林がこの経営対象工事届け出対象となっております。
0:01:57	原子炉格納容器内の一次冷却材漏えいを監視する装置、いっぱいあるものではないということで、管理対象外とさせていただいておりましたが、ご指摘のございました通り高感度型主蒸気管モニターとしましては、
0:02:11	一次冷却材の医師系への漏えいに対するパンツを付けておりますので、28 条要求を受けた設計としているというふうに理解しております。ご

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	指摘の通りですね条文の適用を受ける設備がないという記載に対しては、
0:02:27	28 条自体を関連条文として位置づけるものとしてちょっと説明資料の結果を諮らせていただきたいと思っております。以上になります。
0:02:39	はい。規制庁植原です。はい。
0:02:44	はい。で、
0:02:45	その詳細についてちょっとこの場でちょっと認識を合わせておきたいんですけれども、結局この第 28 条の具体的には第 2 項ですね。
0:02:55	第 2 項に関して、適用条文だと
0:03:00	考え、適用条文だということで細井補足説明資料修正されるということなんですけれども審査対象条文に何、
0:03:10	にもなるという認識でよろしいでしょうかね。
0:03:19	3 歳 0 年度間です。
0:03:20	適用条文として整理させていただくというところは間違い。
0:03:26	審査条文として整理するということに関しましてはですね、設工認時から今回のN16 モリタアノに対する設計に変更がないこと。
0:03:36	28 条関連条文として審査条文から外してる形で位置付けをしていただきたいと思って、
0:03:48	はい規制庁植原です。今のご説明だとですね診察対象条文とはならない要するにここで
0:03:57	槇浩二計画の中でうたっている基本設計方針に変更がない、改造前後で状態に変更がないと。
0:04:08	というようなご説明だったかなと思うんですけれどもただですね
0:04:13	真木工事計画、
0:04:14	ではですねどういうふうに書かれているかといいますと一次冷却材の二次系の漏えいに対しては放射線管理施設のブローダウン水モニターですとかガス、復水器ガスモニタ及び高感度主蒸気管モニターを設けると。
0:04:30	いうふうになっておまして今回、今回の申請ではまさしくこの高感度使用期間モニターが新しいものに取りかえられると。
0:04:39	ということですので、
0:04:44	ここでうたっている基本設計方針には改造前後で変更がある。
0:04:49	案あるのではないかと考えているんですけれども、
0:04:53	それについて事業者側の考えをはいご説明をお願いします。
0:05:00	関西電力前田です。少々お待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:30	関西電力ファイナンスご指摘の通りですね、基本設計方針に書かれて る内容としましては、高感度型スーパーモリタを設けるというものとし て、この一文に対して基本設計方針の変更は当然ないので、
0:05:44	今回の更新に伴って、この一文で何か設定を再度審査する必要がない というパターン。
0:05:54	すみません、関西電力のハタザワと申します。
0:05:58	後この
0:06:01	件セット変えることによって、パールところっていうのは建設の種類とかっ ていうのを変わるところになるんですけれどもそちらは、消せよう措置側 の方でちょっと見るような話なのかなというふうに考えてございまして、
0:06:13	というところもあって、こちらの、
0:06:15	今、
0:06:18	今、ご指摘のところの、この形上もカウンターを設けるっていうところの、 基本的方針については、変わらないので、
0:06:27	そういった取り扱いになるのかなというふうに考えているところでござい ます。
0:06:33	はい、原子力規制庁の植原です。はい。
0:06:36	ですねそういった御説明でいこうとしたときにですねこの条文、適用条 文の整理表でですね、他の条文で例えばどういう御説明になっている かというのをいろいろ見えていますとですね、
0:06:50	例えば第五条地震に関するものを見てみますと、
0:06:56	小高架の長期化モニターというのは耐震Cクラスなので、適用条文でも あるし審査対象条文ですよっていうところに、
0:07:06	なってます、耐震Cクラス、
0:07:10	耐震Cクラスに対して今要求されているもの、
0:07:14	まあまあ基本設計方針というのは変わってるんですかっていうと、何か そういった共生系方針というのは変わってなくて、
0:07:22	ただ、
0:07:26	まさにここに書かれているんですけれども地盤とかの方にも書かれてる んですけど
0:07:31	改造前後で状態に変更がないことからいう、
0:07:36	説明では、この第 28 条は、そういった説明はできないんじゃないかなと 思っております
0:07:46	新しいものに交換するっていうことになりますと基本設計方針上の文言 っていうのは川の変更はなし。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	だとしてもですね改造前後で状態にやや変更があるのではないかと考えておましてそこについてはいかがでしょうか。
0:08:13	関西電力マエダにする早々町、はい。
0:09:05	関西電力前です。布施さんの繰り返しの説明があるかもしれないんですが、市橋様っていうのはパターンを設ける設置的な要求として理解しておまして、形式の属性ですね今回見識合図を塗って確かに形が変わりますんで、
0:09:20	特性があるんですけども、この部分につきましては
0:09:24	28条の中では規定されて繰り返します。なので他の条文と同じように改造全部見て、
0:09:31	荒牧小出。
0:09:33	いる位置付けとさせていただきたいと思う。
0:09:37	以上になります。
0:09:38	きっと。
0:09:52	はいすいません規制庁植原ですけども、ちょっと今のところで、若干、他の条文フェリーとの横串というか統一。
0:10:02	ですとか何をもって審査対象条文とするかっていうメルクマールのところでですねちょっと明確にちょっと確認しておきたいんですけどもこの
0:10:12	28条は布設要求なので、この交換の主蒸気管モニターが主語であったとしても敷設されている状態、基本設計方針に変更前後で
0:10:25	変更がないというようなご説明だったかなと思うんですけども。はい。すいません例えばですね第15条ですね、15条。
0:10:34	15条の
0:10:36	DB施設施設の機能なんですけれども15条第2項のところで、設計基準対象施設は、保守点検ができるよう、
0:10:46	不アノフェスしなければならないというような形で、
0:10:52	こちらも言ってみたら、設置しなければならないというような
0:11:00	要求かと思うんですけどもそれ、この次、第10、15条に関しては他の小器官モニターが新しいものになりますと、
0:11:10	設置するという要求で基本設計方針の内容自体は変わらずに、相変わらずの新しいモニターでも保守点検ができるように、
0:11:21	設置されているものなんですけれども、この第15条のこの保守点検に関しては審査対象条文であるというような今整理をされているとおっしゃって、
0:11:34	それと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:36	その横部Cとかそういったメルクマールで考えるとですね今回この第 28 条に関して、
0:11:44	そういった漏えいを検出する装置を設置しなければならないというところなんですけれども、それがちゃんと新しいものがそういうものになっているよねっていう、
0:11:54	漏えいを検出するものになってるよねっていうところが現状その申請書、添付資料を含めてそういった機能を持ったものであるというのが確認できないという状況です。
0:12:05	はい。ですからこの第 28 条は審査対象条文になるのではないかなと考えていますがいかがでしょうか。
0:12:19	関西電力前野です。戸松。はい。
0:14:03	関西電力前田です。すいませんその保守点検の 15 条に関する説明があったんですが 15 に関しましては、期点検ということに関してはやはり
0:14:14	もう私キーボードが変わる時点で再度確認しなければいけないという意味で各審査処分をしていただきつつ、これまで 28 条でございます。
0:14:24	もう、28 条上ですね基本設計方針の中では、放射線監視装置の防犯とかそういったものを設けると。
0:14:32	いう記載をしております、この記載に対して変更がないという意味で審査条文対象ばいつしていただいて、改造前後という言葉が産地若干混乱するかもしれないです。
0:14:42	あくまで基本設計方針に対する変更は、分析方針に対する変更がなく、かつ、今回の井戸の最小単位であるツカモト、
0:14:54	以上に何をします。
0:15:07	うん。すいません規制庁植原ですけれどもそせちょっと今こちらの中尾ナカノ、ウェブXの音声の関係でちょっと途中と途切れ途切れになっておりますのでですねちょっと肝心な部分が若干聞こえにくかったので、
0:15:22	ちょっともう 1 回後、もう一度ご説明いただくことは可能でしょうかね。
0:15:29	関西電力前です。失礼しました。
0:15:33	まず 15 条の保守点検に関しましては、改造前後におきまして型式%というところもありますので、保守点検ができるよう施設しなければならないという要求への、審査を再開する必要があると。
0:15:46	いう認識で審査情報として上げつつ、この 1028 条につきましては、一方ですね 28 条につきましては基本設計方針上でうたっております放射線管理施設の当番、使用時間モリタを設けると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:00	ということに対して、改造前後において変更がないものと判断しておりますので、今回審査対象外とさせていただいているという認識になっております。
0:16:11	以上になります。
0:16:15	はい、規制庁植原ですはい理解いたしました。ですねちょっと今喜納
0:16:23	気になってる点としましては今申請書本文にですねこの高感度使用期間モニターが
0:16:31	あれですね放射性放射線濃度を計測する装置であるっていう、
0:16:37	位置付けは書かれているんですけども
0:16:41	原子炉冷却材の漏えいを検出する装置であるというのが申請書上どこにもう、申請書本文の中になく状態になっておりまして、
0:16:51	そうなりますとですねこの 28 条の第 2 項、MaaS っていう、
0:16:56	漏えいを検出する装置として高感度使用期間モニターが位置付けられているんだよそれが設置されてるんだよっていうのが申請書から確認できないと。
0:17:07	というようなところになってますがそちらに関してはいかがでしょうか。
0:17:14	関西電力マエダにすることにしますので少々お待ちください。
0:19:25	関西電力前野です。
0:19:27	基本設計更新上ですね、パートナー代田モリタは、一次冷却材の二次側への漏えいに対する投資として傷つけられておる。
0:19:36	ほぼ、あとですね基本設計方針、今回申請しております。基本設計方針、プロセスモニタリング設定としましては、蒸気発生器の出口における認定対象放射線濃度を測定する装置として、
0:19:51	設置されるといった旨の記載がございますので、そちらで見た絵で理解しておりましたが、
0:19:57	理解して、こちらで読みかえさせていただいております。
0:20:02	以上になります。
0:20:12	すいません。長谷部中里、徳安ですけども、責任議員は、今、前の方から説明した通り、確かにプロセスモニタリング設備の方で、
0:20:24	蒸気発生器の出口における二次冷却材の放射性物質の濃度を、
0:20:29	継続できるというようなものを設けますっていうことが書いてあるようなところがございますので、これが要は一次できるぐらいの漏えいっていうのを監視できるということにも、読み取るようなことができるのではないかなという。
0:20:40	ことを思ってちょっと今、発言させていただいたところです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:45	はい部長は以上です。
0:21:06	規制庁西内ですけど。班長は発言していいですか。
0:21:13	はいお願いします。はい。
0:21:16	衛藤。
0:21:18	ちょっと審査対象条文かどうか、補足説明資料で言うところのマルか三角かバツかっていうところ。
0:21:27	の話もあるんですけど、少なくとも三角以上っていう説明だと思うんですけど、
0:21:32	ちょっとまず確認したいのは、今回の申請書この現例の基本設計方針の中の個別項目の中で、
0:21:42	主蒸気管モニター、高感度型主蒸気管モニター設けるっていう部分の話を申請書に載せてない理由は何でしたっけっていうところも1回聞いてもいいですか。
0:22:00	関西電力前です。少々お待ちください。
0:22:07	うん。
0:23:01	関西電力までです。繰り返し上げますと28条につきましては審査対象条文にならないという認識なので、
0:23:08	今後基本設計方針個別項目として現在の施設の接続部以上になります。
0:23:17	はい。規制庁西内です。もう少しだけちょっと認識を確認していきたいんですけど。
0:23:22	34条の方は、審査対象条文、今回の補足説明資料だと0で、28条が三角の理由っていうところを確認してもいいですか。
0:23:35	そこに差があるのはなぜでしたっけ。
0:23:49	関西電力まで少々お待ちください。
0:24:30	麻生マエダです。34条につきましてはページのですね特性について要求しておりますので、そちらにつきましては今回、組織変更に伴いまして、
0:24:42	一方、28条につきましては、設置する、設置を謳ってるよ、条文として整理してますので、こちらにつきましては設置のみということで審査対象条文から外して、
0:24:54	以上であります。
0:24:58	規制庁西内です。衛藤さん14条は特性をって言っていて、28条は施設だけって言うてる違いは、
0:25:08	どうどう読んでるのかっていうところをもう少し確認してもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:16	いや、まず、両方とも施設要求であって、
0:25:22	両方とも技術基準規則読んでもらうと、両方ともこういう施設を、こういう設備措置を施設しなければならないっていう施設良好要求は両方かかってるんですよ。
0:25:34	34条の方は、市場期間中の、
0:25:41	違うか。
0:25:43	うん。
0:25:44	と。
0:25:48	34条の方は、
0:25:53	放射性物質の濃度っていうところを測定、計測することができる措置を施設しなければならないって書いてあって、
0:26:01	28条の方は一次冷却、さっき言った、
0:26:06	28条の方は、減少冷却材の漏えいを検出するというふうにその検出項目を、お互い、28条ではこういうことを、田尻ではこういうことをって書いていて、
0:26:19	728条の解釈見てもらうと、
0:26:23	こういう場合には、こういう漏洩量を検出するので、1がローンの漏えいを検出する能力をっていうところまで書いていて、28条でいわゆる
0:26:34	施設要求だけで、施設さえすればいいんですっていう要求っていうのはちょっと若干認識が違うのかなあという気がしてるっていうのが今の所、私の理解なんですけど。
0:26:45	なんか28条が敷設してればいいんだっていう要求かって言われると、多分そういう要求ではないのかなっていうふうに私はちょっと思ったんですけど、ちょっとその認識にちょっと高さがあって少し確認をしたいというところですよ。
0:27:09	えっと聞こえてます。
0:27:13	関西電力前田です。少々お待ちください。
0:27:15	はい。
0:27:29	ちなみにちょっと私も一応過去の審査実績とかも一応調べてはいるつもりなんですけど、調べきれなくて今井をおっしゃっていたような、
0:27:39	説明を過去にしている時と同じ整理なんですっていうことであればその旨ちょっと明確にしておいていただければと思います。
0:30:44	関西電力の会田です。あと、技術基準条文として読まれたと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:49	確かにそれは記載の仕方になっておりますが、技術基準を受けまして基本設計方針を策定しております。その内容について八鍬から説明があった通りですね、28条は設置ということをお伝えし、
0:31:01	ということなので、28条については審査対象を、はい。
0:31:06	はい。石井。
0:31:07	よろしくお願いします。
0:31:17	規制庁西内です。ちょっと若干すいません音声が
0:31:23	見られていて、ちょっとよく聞こえなかったんですけど。
0:31:28	もう一度ご説明いただいてもいいですかすいません。
0:31:34	今僕の声クリアに聞こえています。
0:31:36	関西電力前田です。はい、聞こえておりますすいませんもう少しゆっくりしております。すいません。はい。
0:31:42	条文として読むとですね確かにそのような意味合いになるんですけども、技術基準の情報を受けまして、基本設計方針を作成しております。その内容について28条の
0:31:54	設計については鋼管の形がモニターを設置することというふうに基本設計方針上で記載しておりますので、その部分に対して、今回審査対象になるものではないというふうに認識しております。
0:32:07	以上になります。
0:32:13	全う。
0:32:14	等、
0:32:16	規制庁ニシウチですけど、
0:32:19	ちょっと質問を変えた方がいいのかもしれないですけど、技術基準規則上は28条で別に設置だけを要求してるわけじゃないってことは、
0:32:29	同じ認識ってことでいいんですかね。
0:32:34	28条と34条で、
0:32:37	いわゆるこっちは、片方は設置だけであって、片方は特性まで要求しているっていうそういう話は、まずそういう認識はないっていうところは共通理解だっということの良いいいんですかね今の回答は、
0:32:53	関西電力の小野瀬所長もちょっと、はい。
0:33:13	うん。
0:33:29	うん。
0:34:16	うん。
0:35:03	の関西電力
0:35:05	過去にというか今日で62号、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:11	の時代のときのことなんで、
0:35:14	そちらのほうの省令 62 号の発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈に対する大切っていうような気もあって、
0:35:25	説明の方に、大分昔の話なんですけども、
0:35:28	第 16 条の 3 のところに、原子炉冷却材渥美鳥羽オンダリーダとPMもございます。
0:35:35	その中で、
0:35:37	その解説の中に書いてある内容のところに、
0:35:44	PWRの印字冷却材中の放射性物質の濃度を計測する措置を規定しているっていう内容は、これは第 20 条の計測装置、
0:35:54	オダは、
0:35:55	計測装置の方で規定してますっていうような記載があるという部分もございますので、
0:36:01	その計測、
0:36:04	きますという詳細の内容についてはむしろ
0:36:07	今の言った計測装置のほうに記載してるんじゃないかなというようにちょっと解説が言ってるようなところをございましたので、ちょっとそういうような解釈を我々しているというところなんです。
0:36:19	ちょっと伝わったでしょうか。
0:36:21	はい。規制庁西内です矢藤栗城リクリアな回答が来たのかなと思っていて、いや、要求上の違いは、
0:36:30	多分、条文上明確に、
0:36:32	書いてないよ条文上は多分明確に読めないはずなんですよね。その違いがそんなにないので、今おっしゃったような情報を、ちょっと沖磯そういう考えを背景をお聞きしたかったんですけどね。今おっしゃってる省令 60 までくださいね。
0:36:51	省令 62 号時代との違いは、親権者の時に、いわゆるそれ 62 号と比較して追加要求事項があるかっていうのを公認の作成要領でまとめていると思うんですけどね。
0:37:04	そこで同じような記載はされてるんですけど。
0:37:20	関西電力前野です。少々お待ちください。
0:37:33	今
0:37:38	規制庁ニシウチですけど、今ちょっと該当の資料見てますけど、省令 62 号の 16 条のサーンと、今回の技術基準規則は、2 行分、28 条 2 項部門は比較した時に単純に追加要求なしとしか書かれてなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:53	さっきアノハタザワさんがおっしゃったのは、解釈ではなくてさらにその解説の話です。
0:38:02	他サイディングハタザワです。あ、そうですか移設の話です。
0:38:05	わかりましたわかりました。だから当時の省令 62 号の時には、
0:38:13	いわゆるPWRのまさにこの主蒸気管モニターとかっていうのは 28 条と、あと 34 号、省令の時はちょっと情報違いますけど、その二つに係る要求であって、
0:38:26	具体的な内容特性っていうのは 34 条側に寄せているよっていう、整理が当時なされていたので今回も同じだと思って、そういう整理にしましたってことですか。
0:38:41	関西電力のハタザワです。その通りでございます。
0:38:44	なるほど。規制庁西内です。わかりました。ちょっとまず、少なくとも今×っていうところは、三角に見直されるっていうことだと思うんですけど。
0:38:56	結局 28 条側で整理しているのは、先ほど来から前田さんとかもおっしゃっていただけてますけど、設置する部分だけっていう整理をそういう考え方に基づいてしてるんだよってそういうことですね。
0:39:07	江藤説明の内容は理解できたので、ちょっとその実際のものとかを用いて、ちょっとこの部分の説明をまず充実していただくっつちゅうことをお願いしてもいいですか。
0:39:26	聞こえてます。
0:39:28	3 政令のハタザワです。今の内容は、補足説明資料のところに丸 10 日後、三角バツとか書いてあるというようなところがございますけれどもその辺りに記載させていただいたらよろしいでしょうか。
0:39:41	はい。まずは素行に記載いただいてちょっとこちらでももう一度事実かそこら辺の事実関係を確認しておきたいなと思います。
0:39:51	はい。はい。関西電力田沢です。了解いたしました。
0:39:55	で、こちら辺いわゆる省令時代の解説、技術基準規則で、まず今直接生きてるかっていうと、
0:40:06	まずそれは別に今生きているものではないと思ってるんです。うん。一方で新基準時に変わってない所、要求事項の部分特にこの 28 条 2 項とか、特に追加要求なしってしてるので、
0:40:18	ていう部分は基本的にはその思想が引き継がれているのかなというふうに思えるところもあるので、ちょっとまずはその内容を確認をさせていただいた上でっていうところをお願いをしたいんですけど。
0:40:29	まずその対応をいただいてもいいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:35	ファミリーー 了解しました。
0:40:37	はい。規制庁西内です。で、
0:40:42	改めてなんですけど、
0:40:45	今の整理上妥当、28条がわあわあいわゆる設置して設置することって いうところだけを、
0:40:54	とらまえていて、具体的な特性とか仕様っていうのは34条側に寄せてい るので、今回隔離装置の方については、適用ではあるけども、具体には 変更していないようは、今回は、検出器の種類だけの変更であって、
0:41:09	施設すること自体を変更する工事ではないので、だから0ではなくて三 角ですよって、そういう理解ですかね。
0:41:18	関西電力前です。その通りでございます。
0:41:23	わかりました。
0:41:26	耐震とカー、先ほどウエハラとかも15条の話試験検査性の話とちょっと 比較して話をしましたけど、それらは検出器の種類が変わることによっ て、
0:41:37	直接適合性の状態が変わるから、
0:41:42	いわゆる丸運にしている、
0:41:46	ただ28条については施設すること自体は変えてない検出器の種類自 体を変更するっていうことは今回そこには変更、影響を与えないことは 明確なので、だから三角ですってそういう違いって理解ですかね。
0:41:59	関西電力前にする、はいその通りですと。
0:42:04	終わりました。
0:42:06	ちょっとここら辺の話をちょっともう少し充実いただいた上で少なくとも3 角には該当するのかなと思うのでまず資料のほうは充実化をいただけ ればと思うんですけど、よろしいですかね。
0:42:19	関西電力前田です。了解しました。
0:42:22	はい。
0:42:23	ちょっとそれをちょっと見させていただいた上でかなあとと思います。
0:42:28	そこでどれだけ今の趣旨が明確に読めるかっていうところを、次第かな と思うので、
0:42:34	ちょっと認識がやっぱりそれを踏まえた上でや、違うんじゃないかってい うことであればちょっとまた引き続き事実確認関係は確認をさせてもら えればと思うんですけど、よろしいでしょうか。
0:42:45	関西電力早津了解しました。
0:42:48	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:50	はい。一旦私からは以上です。
0:43:04	はい。規制庁江原です。
0:43:06	はい。規制庁側の方も第 28 条に関して追加で確認することはありませんので少し補足説明資料の充実をお願いいたします。
0:43:18	はい。
0:43:19	では続きまして野辺そうですね。次の確認事項に移りたいと思いますけれども。はい。
0:43:27	はい。
0:43:29	次がですねノダ第五条、ゆ技術基準規則第五条の地震関係なんですけれども、
0:43:36	地震、耐震に関してはですね。
0:43:40	この申請書の添付資料 4 のところでですね、
0:43:46	4 の大井だと例えば、
0:43:49	添付資料 4 の 3 ページ等に、直接支持構造物ですとか間接支持構造物の記載がございます。
0:43:58	はい。これと関連してですね、この今回のこの高感度使用期間モニター、
0:44:05	改造後に関してどのように建屋にですね水、据えつけるのかというのをちょっと確認させてください。
0:44:21	すみません規制庁植原ですけど、
0:44:24	ちょっとちょっと説明が足りなかったと思いますけれども要するに直接市今回の改造に伴ってこの直接支持構造物というのは川に変更があるんでしょうかねっていうところは確認させてください。
0:44:43	三階で一少々お待ちください。
0:45:47	関西電力前野です。直接支持方法物として話題の上に物を設置するという設計変わっておりませんので、これに関して変更はございません。
0:45:56	以上になります。
0:45:59	はい規制庁ウエハラです。
0:46:02	はい。
0:46:03	はいこの効果の使用期間モニターがアノというのは建屋に対して取り付けられる時にですね今おっしゃったのが画題ですかね。
0:46:12	が第 2 乗せた形でそれが何か埋め込み金具のようなものでVDなんか建屋に固定されて、設置据えつけられているという理解でよろしいでしょうか。
0:46:27	関西電力前です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:30	その通りです。
0:46:33	はい。規制庁上原です。はいありがとう。ありがとうございます。はい。今回の改造の前後でこの効果の主蒸気管モニターが交換されて何か別のメーカーのものになるというご説明だったんですけども、
0:46:46	そうすると当然画題のようなものも何か新しくなる、要するにその直接支持構造物も変更となるという理解でよろしいでしょうかね。
0:47:00	関西電力前です。はいその通りです。
0:47:05	はい規制庁ウエハラです。
0:47:07	はい。この第5条に関してその確認がしたかったというだけになります。はい。
0:47:15	で、
0:47:16	第5条に関してに、西内さんから何かございますでしょうかね。
0:47:22	うん。
0:47:23	規制庁西内です特にないので続けていただいて何かあれば私差し込むので、すぐ続けてもらって結構です。
0:47:31	はい規制庁ウエハラです。はい。
0:47:33	はい。ではつはい次の確認なんですけれども。はい。技術基準規則の第15条の第2項。
0:47:43	要求、要求されております保守点検とか関連してなんですけれども、
0:47:48	設工認ガイドの方ですね計測装置等の構成に関する説明資料これ申請書の添付資料なんですけれども、
0:47:57	そういったものには機器等の構成と実施場所を記載することっていうふうになっておりまして、
0:48:04	ただ今回ですね申請書についている添付資料を見ますと、そういった構成等実施場所の記載がないんですけれども、その理由についてはご説明をお願いします。
0:48:20	連絡前数字をお待ちください。
0:51:15	関西電力前野です。申し訳ございません。設置場所の要求元に対してちょっともう一度ご説明いただいてよろしいでしょうか。
0:51:26	はい鬼頭ウエハラです構成等実施場所の記載。
0:51:31	について
0:51:33	はいもう一度再説明させていただきます。
0:51:38	はい
0:51:40	設工認ガイドの方ですね計測装置等の構成に関する説明書

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:47	というその添付資料、申請書の添付資料にはですね機器等の構成等実施場所を記載することというふうに、
0:51:56	されておりましてこれ保守点検に関わるものですので技術基準規則第15条に関係するものなんですけれども、はい
0:52:07	久世。はい。ていうものになります。はい。
0:52:16	関西電力ーありがとうございます。ちょっとお待ちください。
0:55:03	関西電力マエダですお待たせしました、すいません記載につきまして、検出器の変更部分のみは小さいとして、統制場所と言え、変更がございませんで
0:55:14	記載しておりません。以上になります。
0:55:18	早野規制庁ウエハラですはい構成等実施場所で改造前後での変更がないから記載がないということで理解いたしました。
0:55:27	はいちなみにあの校正実施する場所についてなんですけれども変更前後でこれは結局
0:55:34	この高感度長期間モニターを設置している場所で構成を行うという理解でよろしいでしょうかね。
0:56:02	規制庁植原ですけれども聞こえてましたでしょうか。
0:56:06	西条マエダです性質聞こえております。校正実施場所につきましては変更前後において変わりがないと説明しましたが、その検出器設置場所ではなく構成場所が別でございますので、そちらに見識を持ち寄って構成するといった形で、
0:56:22	これが、この変更、これにつきまして、今回のあの辺、工認の申請前、改造に伴って変更になるのではないと。
0:56:30	ということでございま。
0:56:34	はい規制庁ウエハラですはいはい理解できました。具体的には何か交換の使用期間モニターを、先ほどおっしゃった画題から何か取り外して、
0:56:45	校正等を実施する場所に運んでいって、そこで構成することなんですけどそれ発電所内でそういったことをされるという理解でよろしいですよ。
0:57:01	関西電力の相田ですはいその通り、発電所構内で実施します。
0:57:07	背景上ウエハラです。はい。はい確認できました。はい。
0:57:23	はい。規制庁西出ですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:26	あれ発言しても大丈夫ですか。はい。正確になれば本庁から先にお願いいたします。いえ、本庁から確認したい点もございませんのはいよろしく お願いいたします。はい。
0:57:41	本庁から土肥ウエハラさんからってということだと思いますけど規制庁ニ シウチですけど、
0:57:46	さっきの校正実施場所の話、まず、ガイドこれあくまでもガイドなので、 別に要求事項でも何でもないので、あれなんですけど、
0:57:58	まずガイドに則ってこの資料、今回でいうとこの資料 5 の説明書 2、各 認識は持っていてってことなんでしたっけ。
0:58:12	関西電力前です。はいその通りです。
0:58:15	規制庁西内です。ちょっとよくわからないのがですね、今回の資料この 中で、実際に校正実施場所に変更がないっていうのが今の説明で理解 をしたんですけど。
0:58:27	今の添付資料の 5 を読むと、実際に変更がない部分も含めて書いてあ ったりとかするじゃないですか。
0:58:35	だけど、校正実施場所は変更がないから書かない。
0:58:38	例えばですけど、添付資料 5 の中で、一番最初に基本方針って書いて あってですね、その中に計測結果の表示記録保存とかって書いてある んですけど、
0:58:49	その中操まさに計測結果を表示する設計で今回の設計で何も変更ない わけですよ。
0:58:58	なんかちょっと若干、何て言うんですかね書くことと書かないことの境目 がよくわからないなと思っていて、何か関西電力の中でどういう整理で 書かないって決めてるのかっていうところをもう少しちょっと聞きたい、お 聞きしたいんですけど。
0:59:16	関西電力前野所長持田です。
1:03:10	規制庁西内ですけど。
1:03:14	うん。
1:03:15	ちょっと、
1:03:16	若干すいません
1:03:19	全然前の確認というか、言ったらあれなんですけど、
1:03:22	ちょっと先新居ももう少し多分確認したいこと言っという方がいような 気もするので先にちょっとお伝えしますけど。
1:03:30	今回のこの構成の話って、技術基準でいうと 15 条の 2 項の試験検査 性の話に関連する話だと思っていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:38	間瀬工認ガイド上で、いわゆる 15 条の要求に対しての説明で基本健全性の説明書の方でまとめられていて、
1:03:49	実際に今回健全性の説明書にも公正な話ちゃんと書かれていますよねと。
1:03:54	施工認ガイドで校正の実施場所はこの放射線管理計測器の中でちゃんと書いてねって書いてあるのは、関連する多分ところで合わせて書くようになっていう多分そういう趣旨なのかなと私はちょっと思ってる。私は理解してたんですけど。
1:04:08	もうちょっと言うと、15 条 2 項の要求は、先ほど丸さんカクウって意味で都丸がっていう話で理解を、それは共通理解もえられてると思うんですけどね。
1:04:19	じゃあ、その関連する構成場所の話だけは書かれないっていうところが、よく理解ができなくて、
1:04:28	ガイドに基づいてるっていう整理なのであれば、
1:04:31	15 条の話と関連づけて考えれば、明記される話なのかなあと考えたので、関西電力の中でどういう整理なのかっていうところの関係を事実関係をちょっと確認したかったというところでした。
1:04:43	ちょっと時間がかかるようであれば別に今日、すぐって話ではないので、もし適正化として必要であれば明記に添付資料で明記いただければいいですし、
1:04:52	どっちにしても補足説明資料上はちょっと充実をいただければと思うんですけど。
1:04:57	書かないのであればガイドとの関係でどういう整理で書いてないのかっていうところの理由もあわせて、充実化をいただきたいと思うんですけど。
1:05:06	そういった対応でよろしいでしょうか。
1:05:09	何か今日回答できなければちょっとお待ちしますけど、時間がかかるようであれば、あまり、
1:05:16	多分しっかり精査していただいて他部署にまとめてもらった方がお互い共通理解やすいのかなって来ましたので、いかがでしょうか。
1:05:24	はい、相田です。補足説明上で記載させていただいて、後程確認していただくということでよろしくお願いします。
1:05:31	はい。で、先ほどちょっとお話したように、
1:05:35	15 条 2 項の関係の話なんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:39	で健全性の方にはちゃんと書いてるけど、こっちは書いてないっていうところの理由が一番よくわからなくて、
1:05:46	単純に
1:05:48	添付書類書き忘れただけなんですっていうことであれば適正化していただければ補正で適正化いただければいいのかなと思いますし、
1:05:55	ちょっとしっかりそのところは確認をいただければと思うんですけど。
1:05:59	よろしいですか。
1:06:02	少なくとも補足説明資料だけの充実化でいいかっていうと、現状そこは私説明が聞けてないので、それで同意をしたっていうわけではないということだけはお伝えをしたいという趣旨で今お伝えしたつもりです。よろしいですか。
1:06:16	関西電力前です。了解しました。
1:06:19	はい。ちょっとそこら辺も含めてで、ちょっともう少し確認なんですけど、
1:06:26	あれですかねどういうこういったモニター類を構成する場所は、
1:06:33	何か、
1:06:35	どこか別の建屋でやるってことなんですよね。
1:06:41	ちょっとどこでやるかってちなみに今、お聞きできます。
1:06:46	押さえていくマエダです。ずっとですね、別の建屋になっておりまして、床という場所とイワマ線源構成装置が確認されてます電源構成室内にて、
1:06:59	下部検出器の線源ベッショ。
1:07:03	規制庁西内ですよね宣言校正室ってどこどこにあるんですけど補助建屋の中ですか。
1:07:16	関西電力、前って、発電所によって違いがあるんですけども、高浜スペースであれば、パリ営企内ではなく、間瀬理事系ですね。
1:07:29	おっしゃる通りです。
1:07:31	あ、わかりましたいっぱい管理区域の外に出すんですね。わかりました。本当はそれはあれですか言うならば、バックグラウンドが通常状態のところで構成をするっていう意味合いなんですって。
1:07:47	そういう
1:07:48	ルートがあるわけではない。
1:07:51	そういう意味もあるんですけども実際てっぺん大きな要因としましては、
1:07:57	スキーの構成で使う扱う線アノチェック線源ですね、こちらを用いた装置を使っているの、装置自体がかなり大規模なものになるというのと、チ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	エック線源自体を持ち込まないといけない場所にしてるといった意味で ございます。
1:08:11	規制庁西内ですありがとうございますわかりました。
1:08:15	わかりましたじゃちょっと若干、手続き的な面なんですけど、添付資料の 書き方の話だけちょっと整理した結果をまた説明をいただければと思い ます。よろしいでしょうか。
1:08:29	電力窓口を了解しました。
1:08:32	はい。規制庁西内ですありがとうございます。
1:08:36	ちょっと合わせてあと1個だけすみません先ほど説明いただいた耐 震の直接支持の話なんですけど、
1:08:43	直接支持っていうよりかはちょっと別件でお聞きしたいっていうのが1 個だけあって、
1:08:49	うん。これは、要は
1:08:54	この市場機関もに行った。
1:08:59	わあ、自治体って円筒形の実際の議論のモニターみたいなものだと思 うんですけど、
1:09:08	だけど、環境条件の関係で、気密容器に封入された状態で使用するっ ていう話があったと思うんですけど。
1:09:16	その気密容器っていうのは、
1:09:19	そのモニターの外にさらにそういった容器を設けるって意味合いなんで したっけ、それともそのモニター自体がっていうそういう話でしたっけ。
1:09:29	関西電力前です。モニター自体がという。
1:09:32	なるほど。
1:09:33	これは、まだ本当にあれですかね、モニター自体がむき出しで課題に固 定されるような状態で置かれてるってことでいいんですしたっけ。
1:09:46	電力マエダです。モニターの検出の街構成といいますかですね、方向 性を出すために鉛遮へいの周囲を折った状態で、測定箇所に対してモ リタを抜けるような形で置かれております抜き出し。
1:09:58	で、ベースケーが置かれてるかということをお忘れそうだね。
1:10:01	ということなんです。
1:10:02	わかります。規制庁ニシウチですわかりました。
1:10:07	ちょっとよければなんですけど、実際の据付け状況って補足説明資料と かでちょっと明確、充実いただくことってできます。
1:10:17	基本あれですよ今言ったような据付けの状態って、多分現状を取りか え前のものと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:23	変わらないですよ。
1:10:25	まさに検出器部分とかも似た部分ですけど今回はモニター一部分だけが 変わるだけですよその周辺環境って意味合いでいうと、
1:10:32	関西電力までですはいその通りです。わかりました。もしよければなん ですけど、現状のもので結構ですので、据付状態、補足説明資料でちょ っと充実いただくことでお願いしてもいいですか。
1:10:44	関西電力前です。現状のもので、据付状態について補足説明しようとい う仕様ということで理解しました問題ございません。
1:10:51	はい。規制庁西内です。その時によければ監視対象の主蒸気管自体も 映すような形でちょっと位置関係がわかれば嬉しいなというところでお願 いしてもいいでしょうか。
1:11:04	関西電力前です。了解しました。
1:11:07	規制庁西内ですありがとうございます。その写真とかもしくは本事例的 なものでも結構ですので、それ以上でさっき言ったような直接指示これ ですよとかっていう注釈つけてもらえばより明確かなと思うので、
1:11:20	事実の方よろしくお願ひします。
1:11:23	はい。私からは元、全体として以上です。
1:11:29	うん。
1:11:30	衛藤。
1:11:31	規制庁ニシウチですけど本庁側ってほかに何か確認事項ありますか。
1:11:38	はい。部長側全員としてははい。はい規制庁江原です。私からちょっと1 点だけございましてですね。
1:11:46	概要説明資料だったと思うんに書かれてるんですけども今回の高感 度長期間モニターには電池増幅器を含むっていうふうになってまして、
1:11:56	このモニターに前置増幅器が含まれるかなというふうを考えてます。は い。それで申請書の最後の方について添付資料を見ますとですね
1:12:08	このモニターのケース部分とは別に何かちょっと全機増幅器がちょっと 離れた形で丸で書かれておりますので、この、この
1:12:18	要するに先ほど話があった直接市支持構造物っていうのはこの前置増 幅器も、
1:12:26	一緒にする形で建屋に取り付けられているかなと思いますのでこの前 置増幅器に関してもちょっと取り付け状態がわかるような、
1:12:37	ものを補足に入れていただきたいんですけどもよろしいでしょうかね。
1:12:59	関西電力前野です。ゼンショー杉井について説明資料の準備を開始 し、またちょっとわかりづらいところがあります。そこきつと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:10	説明させていただいた上でちょっと、
1:13:18	はい規制庁植原です。すいませんちょっと音声若干途切れておりまして、
1:13:24	若干聞こえにくかったんですけども前置送風機に関しても取引状況等わかるようにまず補足説明資料を修正いただくということでよろしいですかね。
1:13:36	関西電力ーはいその通りです。
1:13:39	はい規制庁ウエハラですはいよろしくお願ひいたします。はい。
1:13:44	はい他の本庁から追加で確認事項はございません。
1:13:50	うん。はい。規制庁西内です。
1:13:53	本庁側から特になければ最後にスケジュール感等後、
1:13:59	一応今日のヒアリングで確認させていただいた事項で、今後、資料とか充実するっていう部分で一応認識にそごがないかだけ確認を最後させていただきたいんですけど。
1:14:10	まずスケジュールなんですけど、
1:14:14	一応本件は、6月、
1:14:19	中の認可希望でしたっけ。
1:14:23	関西電力前ですその通りです。
1:14:25	はい規制庁西内ですわかりました。
1:14:29	今日のちょっとヒアリングで確認させていただいた事項を、まずは補足説明書充実いただいて、ご提出いただくというのがまずスタートかなと思うんですけど。
1:14:39	一部補正にはねる可能性もある。当初申請からちょっと更新いただく可能性があるところもあったと思うので、そういったところでは認可希望がその時期なのであればちょっと早めに補足説明資料と充実いただいたものをご提出いただければと思います。
1:14:56	はい。
1:14:58	今後の進め方はこれぐらいかなと思いますけど関西電力が何かありますか。
1:15:06	電力間にするつもりございません。
1:15:09	うん。はい。一応規制庁側ですけど、規制庁が、規制庁ニシウチですけど、
1:15:15	衛藤。
1:15:18	概ね申請内容自体は限定的で、申請書自体のボリュームがそこまであるものではないので、概ね見切っているつもりではありますけど、ちよっ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	と引き続きちょっと何点か細かい事実確認をさせていただくかもしれないので、
1:15:32	次、ちょっと資料出てきたタイミングでヒアリングやるタイミングで、場合によってはちょっと追加で何点か確認させていただく可能性がある旨はちょっとご認識おきいただければと思います。
1:15:42	ただ申請書のまさに補正に入るカナダみたいな話でいうと、今のところ確認してる範囲では今日確認させていただいたところをちょっと整理いただきたく、整理して確認いただきたく、確認させていただきたかったというところで、現状はちょっとご理解をいただければと思います。
1:15:58	はい。というところで規制庁側から何かスケジュール感とか本庁がよろしいですかね。
1:16:06	はい特にございません。
1:16:08	はい。衛藤。
1:16:10	関西電力側も今西でよければ、ちょっと今日のヒアリングで話した内容は共通理解られてるかだけ確認をしたいんですけど。
1:16:20	関西電力側から、
1:16:24	どういう事故を今後資料反映するかっていう部分を、
1:16:29	話してもらって感じでもいいですか。何か準備ができてなければ私の方から話をするようにしますけど今日は、
1:16:36	ちょっとヒアリング前にお願いするのをちょっと忘れてしまったので、
1:16:50	規制庁の西内です。あれ、ウエエダってますかね聞こえてます私の子浅井電力マエダです。
1:16:56	はい。それでは説明させていただきます。まず、28条につきましては、補足説明資料の条文の整理の方につきまして、記載充実ささせていただきます。
1:17:06	いうところで観点としましては、28条自体が三角上、今回かつ出してますけれども、それが関連条文、
1:17:14	引き上げするにあたって、関連条文たるゆえん%理由について記載を充実するというところで違います。続きまして15条の中につきまして、
1:17:24	構成装置構成実施場所ですね、こちらの本部本部全部資料の方にですね、記載がないということにつきまして、こちらも殊、補足説明資料の中で構成場所を、
1:17:36	記載していない理由というのを設定の中で充実させていただいていたことにさせていただきます。
1:17:41	いう認識でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:43	よろしいでしょうか。
1:17:49	規制庁西内です。
1:17:52	衛藤。
1:17:54	能勢、補足説明資料上で、設置状況ですね、現状の46の設置状況についての指針等を用いたんですね。
1:18:06	理解して、
1:18:08	うん。はい。規制庁西内です。そうですね多分大きく3点だったのかなとは思いますが。
1:18:15	1点目の28条の話は、ハタザワさんもおっしゃっていただいた話ですけど3特に34条との関連性ですよ。
1:18:25	ていうところを多分充実いただくというのが主目的なのかなあと思いますので、その観点でよろしくをお願いします。
1:18:32	で、15条の話に関しては、本文に書く書かないって話よりかは、何せ工認ガイドで施工にガイド上妥当、
1:18:43	放射線管理用計測器のところの添付資料にはこういうものも各構成会社もカクウって書いてるのに、
1:18:49	15条2項0条文だけと書いてないってところのその関係ですよ。
1:18:55	ていうところがちょっと理解できなかったんで、
1:18:58	理由があるんだったらちょっと明確に書いてください、明確にしてくださいというところがないんであれば別に適正化すればいいんじゃないですかというところからスタート。
1:19:07	ただ本文というかどっちかっていうとその施工人ガイドとの関係で、添付資料2つていうところが主目的かなあと思います。
1:19:13	一番最後の据付け状態の話は前前当期増幅器の部分を含めて北井の更新をいただくというところかなと思います。
1:19:23	はい。私は特に共通認識取れてるかなあとと思いますけど規制庁側長は何かありますか。
1:19:32	はい規制庁ウエハラです特にございません。
1:19:35	はい。関西電力側はちょっと私の方から少し、
1:19:39	補足もしましたけど何か認識にそごありますか。よろしいですか。
1:19:45	関西電力前です。問題ございません。
1:19:48	はい。全体として、関西電力は特によろしいですかね。
1:19:54	はい、問題ございません。
1:19:56	はい。本庁側、規制庁本庁側全体通して何かありますかよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:04	はいはい。大丈夫です。はい。
1:20:07	はい。じゃあ、今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございました。
1:20:12	ありがとうございました。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。